

2020年4月1日を効力発生日として「ミリオン(従業員積立投資プラン)自動けいぞく投資約款」を下記のとおり変更します。

1. 新旧対照表

(変更箇所は、下線部)

新	旧
<p>2. 申込コースおよび申込方法</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>上記(1)の申込みは、所定の申込書に買付けを希望する申込コース名その他必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当社に提出することによって契約を申込みものとします。なお、当社は、申込書に押印された印影および記載された住所、氏名等をもって当社へのお届出の印鑑、住所、氏名等とします。</u></p> <p>(3) <u>契約が締結されたとき、当社は、ただちに申込者のミリオン自動けいぞく投資口座(以下「口座」といいます。)を設定します。</u></p> <p>(4) <u>上記(2)による申込みがあった以降において、当該申込みにより希望されたコース以外のコースの申込みを行おうとするときは、申込者は、所定の申込書に買付けを希望する申込コース名その他必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当社に提出することによって行うものとします。</u></p>	<p>2. 申込コースおよび申込方法</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>前項の申込みは、所定の申込書に買付けを希望する申込コース名その他必要事項を記入のうえ、署名、捺印し、これを当社の本・支店または営業所(以下「扱店」といいます)に提出することによって契約を申込みものといたします。</u></p> <p>(3) <u>契約が締結されたとき、当社は、ただちに申込者のミリオン自動けいぞく投資口座を設定いたします。なお、当社は、申込書に押印された印影および記載された住所、氏名をもって当社へのお届出の印鑑、住所、氏名等といたします。</u></p> <p>(4) <u>前項による申込みがあった以降において、前項により申込みされたコース以外のコースの申込みを行おうとするときは、申込者は、所定の申込書に買付けを希望する申込コース名その他必要事項を記入のうえ、署名、捺印し、これを当社の扱店に提出することによって行うものといたします。</u></p>
<p>3. 金銭の払込</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>上記(1)の払込金は、毎回5千円以上千円単位とします。</u></p>	<p>3. 金銭の払込</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>前項の払込金は、毎回5千円以上といたします。</u></p>
<p>7. 返 還</p> <p>(1) <u>当社は、申込者からこの契約に基づく受益権の返還の請求を受けたときは、当該受益権を換金のうえ、その代金を返還します。この場合の換金金額は、返還請求の日の基準価額または買取価額に基づくものとします。</u></p> <p>(2) <u>上記(1)の請求は、所定の手続きによりお申し出いただくものとします。なお、上記(1)の返還請求のとき、当該代金による上記2.(1)に掲げる他のコースへの払込みをお申出いただいた場合、当該代金については、申込者にお支払いすることなく、ご指定のコースへの払込金に充当します。</u></p>	<p>7. 返 還</p> <p>(1) <u>当社は、申込者からこの契約に基づく受益権の換金の請求を受けたときは、当該受益権を換金のうえ、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、換金請求の日の基準価額または買取価額(基準価額から所得税および地方税相当額(基準価額に対するお客様毎の個別元本超過価額に対する所定の税率)控除後の額)に基づくものといたします。</u></p> <p>(2) <u>前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、扱店において申込者に返還いたします。なお、前項の換金請求のとき、当該代金による2.(1)に掲げる他のコースへの払込みをお申出いただいた場合、当該代金については、申込者にお支払いすることなく、ご指定のコースへの払込金に充当いたします。</u></p>
<p>8. 解 約</p> <p>(1) (省略)</p> <p>① <u>申込者から所定の手続きにより解約の申出があったとき、ただし、受益権の決算日を解約日とする申出はできません。なお、上記6.の収益分配金の再投資により買い付けられる受益権を除き、当該決算日に上記7.に基づく受益権の返還を請求することはできません。</u></p>	<p>8. 解 約</p> <p>(1) (省略)</p> <p>① <u>申込者から解約の申出があったとき。</u></p>

新	旧
<p>②払込金が引続き1年を超えて払い込まれなかったとき。ただし、前回買付の日から1年以内に管理している受益権の買付けができる場合の当該契約については、この限りではありません。</p> <p>③当社が、この約款に基づく累積投資業務を営むことができなくなったとき。</p> <p>④この契約にかかる受益権が償還されたとき。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>(新設)</p> <p>②当社が、この約款に基づく累積投資業務を営むことができなくなったとき。</p> <p>③この契約にかかる受益権を換金した代金が償還されたとき。</p> <p>(2) (省略)</p>
<p>10. この約款の変更</p> <p><u>この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。当社は、同条の規定に従い、改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットの利用またはその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>10. この約款の変更</p> <p><u>(1)この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要を生じたときは、改訂されることがあります。</u></p> <p><u>(2)当社は、この約款の改訂の内容が、申込者の従来の権利を制限し、または申込者にあらたな義務を課すことになる場合には、その改訂事項を申込者に通知いたします。ただし、改訂の影響が軽微であると判断されるときは、上記の通知に代えて、当社ホームページ等または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法による場合があります。</u></p> <p><u>(3)前項の通知または掲載があった場合、所定の期日までに申込者から異議の申し立てがないときは、当社は、約款の改訂にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>
<p>11. その他</p> <p>(1) (2) (省略)</p> <p>①<u>所定の手続きにより、この契約に基づく受益権を換金した代金を返還した場合。</u></p> <p>② (省略)</p> <p>③天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく受益権の取引または金銭の返還が遅延した場合。</p> <p>(3) (省略)</p>	<p>11. その他</p> <p>(1) (2) (省略)</p> <p>①<u>届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、この契約に基づく受益権を換金した代金を返還した場合。</u></p> <p>② (省略)</p> <p>③天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく受益権の買付け、乗換えまたは受益権を換金した代金の返還が遅延した場合。</p> <p>(3) (省略)</p>

## 2. 上記1. 新旧対照表記載以外の形式的な変更

(変更箇所は、下線部)

変更後の約款における該当箇所	新	旧
1.	<u>お客様</u>	<u>お客さま</u>
1.	・・・ <u>と</u> いいます)・・・	・・・ <u>と</u> いいます)・・・
1.	・・・ <u>下記</u> 2. (1)に <u>掲げる</u> ・・・	・・・2. (1)に <u>掲げる</u>
1.	・・・ <u>取決め</u> ・・・	・・・ <u>とりきめ</u> ・・・
1.、2. (1)、4. (2) (3)、8. (1) (2)	・・・ <u>し</u> ます。	・・・ <u>いた</u> します。
2. (1)	・・・ <u>掲げる</u> ・・・	・・・ <u>掲げる</u> ・・・
4. (2)、9. (2)	<u>上記(1)</u>	<u>前項</u>
5. (1)	<u>社債、株式等の振替に関する法律</u>	<u>社債等の振替に関する法律</u>
6.	<u>上記</u> 5.・・・ <u>コース</u> 毎・・・	5.・・・ <u>各</u> コースごと・・・
8. (2)	・・・ <u>上記</u> 7.・・・	・・・7.・・・
11. (1)	・・・ <u>し</u> ません。	・・・ <u>いた</u> しません。

以上